京都労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、京都府最低賃金（平成２年京都労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成21年９月17日

京都労働局長　永山　寛幸

第４号中「１時間717円」を「１時間729円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、奈良県最低賃金（平成７年奈良労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成21年９月17日

奈良労働局長　丸山　弘孝

第４号中「１時間678円」を「１時間679円」に改める。

## 公　聴　会

### 一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第１項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十一年九月十七日

関東経済産業局長　高原　一郎

一　件名

１　武州瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

２　入間ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日

１　前号１の事案　平成二十一年十月九日　午後二時から

２　前号２の事案　平成二十一年十月三十日　午後二時から

三　場所

１　第１号１の事案　川越市市民会館（埼玉県川越市郭町一丁目十八番地七）

２　第１号２の事案　入間市市民活動センター（埼玉県入間市豊岡四丁目二番二号）

四　事案の要旨

１　第１号１の事案　購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

２　第１号２の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス事業供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

３　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館）及び第１号１の事案については武州瓦斯株式会社（埼玉県三越市田町三十二番地十二）、第１号２の事案については入間ガス株式会社（埼玉県入間市高倉三丁目六番七号）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（１人１通に限る。）を作成し、封筒の表に「○○株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、第１号１の事案については平成二十一年九月二十四日までに、第１号２の事案については平成二十一年十月十五日までに、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三一―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べるのにふさわしい者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「○○株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人１通に限る。）により、第１号１の事案については平成二十一年九月二十四日までに、第１号２の事案については平成二十一年十月十五日までに、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三一―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会が前記第１号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

### 様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

○○株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

# 公　告

## 諸　事　項

### 工場財団

大阪府泉北郡忠岡町新浜二丁目５番20号**三進金属工業株式会社**の工場財団に福島県石川郡平田村大字西山字畑石101番地三進金属工業株式会社福島工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成21年９月17日

福島地方法務局須賀川出張所

飯能市大字小久保19番地１**飯能ケーブルテレビ株式会社**の工場財団の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成21年９月17日

さいたま地方法務局飯能出張所

東京都千代田区内幸町二丁目２番３号**太陽石油株式会社**の工場財団に愛媛県今治市菊間町種4070番地２太陽石油株式会社四国事業所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成21年９月17日

松山地方法務局今治支局

### 相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

**平成２１年（家）第３０３１２号**

広島市西区己斐西町12番10号

申立人　旭山神社

本籍広島市中区河原町28番地の１、最後の住所不明、死亡の場所広島市西区、死亡年月日昭和59年４月24日、出生の場所広島市西新町28番地の１、出生年月日大正５年２月１日、職業不明

被相続人　亡　岡部ヒソエ

広島市東区牛田新町２丁目４番25―801号、事務所広島市中区東白島町11番24号

相続財産管理人　菊地　健二

広島家庭裁判所